

北技保第57号
令和8年5月12日

別記 関係団体の長 殿（単名各通）

北海道運輸局自動車技術安全部長
（公印省略）

事業用自動車の安全運行の徹底について

5月に入り、札幌市及びその近郊において、事業用自動車が歩行者と衝突する交通事故が相次いでおり、死亡事故を含む重大事故も発生しております。

公共交通を担う事業者が関与する事故が続発している現状は、極めて憂慮すべき状況であり、業界全体で強い危機感を共有する必要があります。

これまでに発生した事故を確認したところ、夜間・薄暮時、信号機や横断歩道の設置されていない交差点付近、右左折時における歩行者の安全確認不足といった点が共通要因として見受けられます。

つきましては、対歩行者事故の防止を図るため、改めて次の事項について、会員事業者に周知徹底をお願いいたします。

- ・ 歩行者等を早期に発見するため、夜間においては昼間よりも速度を落として走行するとともに、前照灯の上向き・下向きの切り替えを適切に行うこと
- ・ 見通しの悪い交差点や道路横断が予想される場所においては、確実な徐行又は停止を行うこと
- ・ スマートフォン等を注視しながらの運行を行わないこと

(別記)

一般社団法人北海道バス協会会長
一般社団法人北海道ハイヤー協会会長
一般社団法人全国個人タクシー協会北海道支部長
公益社団法人北海道トラック協会会長
北海道霊柩自動車協会会長
北海道通運業連盟会長
北海道通運業連合会会長
一般社団法人日本陸送協会北海道支部長